



維新のふる里 安全・安心かわら版



萩警察署 TEL 0838-26-0110

FAX 0838-26-5031

hagisho@police.pref.yamaguchi.lg.jp

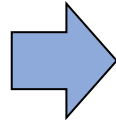
防 犯 情 報

山口県迷惑行為防止条例の改正概要

(令和2年1月1日施行)

I 盗撮行為の規制場所の拡大！！

公共の場所（駅、公園、道路など）
公共の乗り物（バス、電車など）



特定多数の人が利用する場所（事務所、教室など）
通常衣服を脱ぐような場所（トイレ、風呂、更衣室、住居内など）が追加

II 卑わいな言動の禁止！！

公共の場所又は公共の乗り物でのいやらしい声かけや、いやらしさを連想させる動作を新たに規制



ねえねえ、お嬢ちゃん ×××
見せてよ…

盗撮行為の罰則強化！

盗撮したものは、

1年以下の懲役又は100万円以下の罰則

(常習者はさらに重たい罰が課せられます。)



III ねたみやうらみを晴らすため、特定の人に対して嫌がらせを繰り返すことを規制！！

〈嫌がらせ8類型〉

- | | |
|-------------------------|---------------------|
| ① つきまったり、家に押しかけたりする行為 | ② 行動を監視していることを告げる行為 |
| ③ 義務のない面会を要求する行為 | ④ 粗野、乱暴な言動をする行為 |
| ⑤ 無言電話や連続電話、電子メール送信する行為 | ⑥ 汚物や動物の死体など送り付ける行為 |
| ⑦ 名誉を害する事項を告げる行為 | ⑧ 裸の画像を送り付ける行為 |

「嫌がらせ行為の禁止」の罰則

嫌がらせ行為をした者は、

6か月以下の懲役又は50万円以下の罰則

(常習者はさらに重たい罰が課せられます。)



◎ 迷惑行為を受けたり見たりした時は110番通報又は萩警察署まで！